

令和3年第4回川西町 議会定例会会議録

令和3年12月21日 火曜日 午前10時15分開議

議長 鈴木 幸 廣

出席議員（12名）

1番 井上 晃一 君	2番 遠藤 明子 君
3番 渡部 秀一 君	4番 寒河江 司 君
5番 吉村 徹 君	6番 島 貫 偕 君
7番 伊藤 進 君	8番 神村 建二 君
9番 橋本 欣一 君	10番 淀 秀夫 君
11番 高橋 輝行 君	14番 鈴木 幸廣 君

欠席議員（1名）

13番 伊藤 寿郎 君

説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 山口 俊昭 君
教育 長 小野 庄士 君	総務課長 大滝 治則 君
安全安心課長 後藤 哲雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり課長 針生 富雄 君	政策推進課長 遠藤 準一 君
住民課長 近 祐子 君	福祉介護課長 原田 智和 君
健康子育て課長 金子 征美 君	産業振興課長 井上 憲也 君
農地林務課長・農業委員会事務局 長 内谷 新悟 君	地域整備課長 奥村 正隆 君
会計管理者・税務会計課長 有坂 強志 君	教育文化課長 安部 博之 君
農業委員会 長 大沼 藤一 君	監査委員 島 貫 憲明 君

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 (第 4 号)

令和3年12月21日 火曜日 午前10時15分開議

日程第 1 議第65号 指定管理者の指定についてから議第64号 令和3年度川西町介護
保険事業特別会計補正予算(第3号)までの付託議案の審査報告に
ついて

(予算特別委員会委員長)

日程第 2 議第68号 虚空蔵山西線道路改良工事(2工区)変更請負契約の締結について

日程第 3 議第67号 令和3年度川西町一般会計補正予算(第7号)

日程第 4 議案の委員会付託

日程第 5 議第68号 虚空蔵山西線道路改良工事(2工区)変更請負契約の締結について
及び議第67号 令和3年度川西町一般会計補正予算(第7号)の
付託議案の審査報告について

(産業厚生常任委員会委員長)

(予算特別委員会委員長)

日程第 6 請願の審査報告

請願第6号 新型コロナウイルス感染症の取扱いを指定感染症二類相当から五類
感染症に引き下げをを求める意見書提出についての請願書

(産業厚生常任委員会委員長)

日程第 7 発議第34号 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方は1名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回川西町議会定例会第16日目の会議を開きます。

(午前10時15分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎議第65号 指定管理者の指定についてから議第64号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第65号 指定管理者の指定についてから議第64号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該議案については、本定例会第1日目の12月6日本会議において、予算特別委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

それでは、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長高橋輝行君。

(予算特別委員会委員長 高橋輝行君 登壇)

○予算特別委員会委員長 川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る12月6日、議会定例会本会議において本特別委員会に付託されました議第65号 指定

管理者の指定について、議第66号 指定管理者の指定について、議第61号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第6号）、議第62号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第63号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第64号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、以上6議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等、職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

さらに、本日開かれた予算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された6議案は、次のように決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第65号 指定管理者の指定について、議第66号 指定管理者の指定について、議第61号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第6号）、議第62号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第63号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第64号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、以上6議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局より諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご協力をいただきました。

これで予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております指定管理者の指定について2議案、令和3年度各会計補正予算4議案の合計6議案につきましては、予算特別委員会において、十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第65号 指定管理者の指定について、議第66号 指定管理者の指定について、議第61

号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第6号）、議第62号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第63号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第64号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、以上6議案について、予算特別委員会委員長の報告は6議案とも可決であります。

予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第68号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）変更請負契約の締結について

◎議第67号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第7号）

○議長 日程第2、議第68号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）変更請負契約の締結について及び日程第3、議第67号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第7号）の2議案を議事の都合により、一括議題といたします。

議事の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第68号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）変更請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、命によりまして、議第68号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）変更請負契約の締結についてご説明申し上げます。

令和3年9月10日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき指名競争入札に付した虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、契約の目的、虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）でございます。

2、契約の方法、指名競争入札による契約でございます。

3、契約の金額でございます。変更前の契約金額につきましては、5,940万円でございます。変更後の契約金額でございますが、6,007万6,500円でございます。比較いたしまして、今回、67万6,500円の増額の契約を行うものでございます。

4、契約の相手方、山形県東置賜郡川西町大字下小松2972番地2、株式会社黒澤技建代表取締役、曾根祐司でございます。

本日付、町長名でございます。

それでは、内容につきまして、資料を別添につけております。

ホチキスで留めている資料でございます。第1回の契約仮変更書ということでございますが、この内容については、仮変更書でございます。12月15日に、この仮契約書を締結したものでございます。

工事場所については、時田地内でございます。完成期日については、令和4年3月25日、これについては変更はございません。

変更前の請負代金額に対する増額でございます。増額で67万6,500円、この増額をするものでございます。

この契約の内容につきましては、下の本文中に記載をしておりますとおり、この契約につきましては、契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって、この契約については成立をし、効力が生じるものでございます。

それでは、2枚目のA3判の図面のほうをご覧くださいと思います。

今回の工事の変更の概要を申し上げたいと思います。

この資料、右上につきましては、位置図ということでございまして、虚空蔵山西線については、総延長1,080メートルでございますが、2工区として工事をしておる区間については、施工延長として記載をしておりますが、538.5メートルでございます。

この538.5メートルの部分中段のほうに図面として、路線図として着色をしているところでございます。この路線図を見ていただきますと、赤で着色をしている部分については、主に路体として、路床に盛土をして工事をする区間でございます。黄色の部分については、切土した部分を地盤改良する区間ということで、530メートルを整備する内容でございます。

この内容の変更の内容でございますが、下のほうに記載をしておりますが、赤の区間での

路床盛土の区間でございます。この区間につきまして、工事の着工とともに現地測量、実施をしたところでございます。その現地測量の精査の結果でございますが、盛土量として、当初2,030.5立米を予定しておりましたが、2,146.3立米ということで、115.8立米の増となるものでございます。

2つ目としては、地盤改良として、黄色の区間でございますが、これにつきましては、地盤改良として、当初の予定としては、セメント安定処理工法により地盤改良する予定でございましたが、ここの施工区間の実際の土質を採取して、その調査をした結果、石灰を使った安定処理でも十分な強度が得られるということでございますので、経済比較により、より安価な石灰安定処理工法ということで、2,042.4平米を施工するものでございます。ここについては減額ということでございます。

次に、排水構造物については、水色の表示をしているところでございますが、側溝工、カルバート工、集水柵工、これについては、当初の数字のとおりで変更はございません。

次に、緑の部分でございますが、ここについては、植生マットとする植生工でございます。これについては、当初169.8平米を予定しておりましたが、868.4平米ということで、698.6平米、これを増工するものでございまして、これについては、水路施工と併せながら、のり面の施工、立体的な植生工をしたほうが効率的だというような判断の中で増工するものでございます。

以上の内容であります。よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第67号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第7号）を提案申し上げます。

令和3年度川西町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,995万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億8,122万4,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして、坂野財政課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、議第67号についてご説明申し上げます。

令和3年度川西町一般会計補正予算（第7号）。

令和3年度川西町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条につきましては、ただいま町長から申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、別紙の概要でご説明を申し上げます。

左上に議第67号資料と記載しておりますA4判1枚の資料でございます。

令和3年度川西町一般会計補正予算（第7号）の概要。

1、歳出。

性質別に区分して3つございますが、ナンバー1、人件費、補正額32万2,000円の増額であります。主な内容であります。1つ目、一般職員給与費等、職員の時間外手当の増額、18万円の増でございます。もう一つ、会計年度任用職員報酬14万2,000円の増額であります。

ナンバー2、物件費、補正額336万2,000円の増。内容であります。福祉灯油助成事業、この灯油券の用紙代として3,000円の増額、続いて、子育て世帯等臨時特別支援事業、システム導入委託料等の増として、335万9,000円の増額であります。

ナンバー3、扶助費、補正額1億9,627万5,000円の増であります。内容は、福祉灯油の助成として327万5,000円の増額、続いて、子育て世帯等臨時特別支援給付金として1億9,300万円の増額であります。

歳出合計の補正額が1億9,995万9,000円となります。

続いて、2、歳入であります。ナンバー1、国庫支出金、補正額1億9,668万1,000円の増額。内容であります。子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金でございます。

続いて、ナンバー2、繰入金、補正額327万8,000円の増額。こちらは、財政調整基金繰入金、これは財源調整によるものでございます。

歳入合計1億9,995万9,000円の増額でございます。

なお、欄外に記載してございますが、補正後の財政調整基金の残高は2億2,894万9,000円となります。令和3年度の標準財政規模に占める割合は3.4%でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑でなく、総括的な質疑となるようご留意願います。

高橋輝行君。

- 11番 私は、町長、当局提案の、過日も申し上げましたが、説明の仕方について、ちょっと一例を挙げながら、ご指摘を申し上げたいわけですが、提案にあります子育て世帯等臨時特別支援事業について、その財源の全てを国庫補助金として見込んでおるわけですが、10万円一括で支給する場合の予算措置の在り方について、もっと丁寧な説明をすべきだったのでないかという内容でございます。

と申しますのは、過日の全協で資料を頂いておりましたけれども、その内容は新聞等で案内のとおり、10万円の内訳、まず5万円は閣議決定されて、予備費でということの内容でございますよね。さらに、5万円については、令和3年度の補正予算、国会に提案されるということで、本町の場合は、たまたまですけれども、いわゆる12月の定例議会が本日ままでにだったので、言うなれば5万円、5万円の2回の提案でなくて、一発10万円という提案ですよ。早めに原田町長も対応されて、このことについては、国策に応じた適切な議会に対する提案だったと思うんです。

ただ、申し上げたいのは、資料、Q&A、国から出されている子育て支援関係の財源の関係についてありますけれども、これ、資料は頂いておるものの、やはりもう少し丁寧に、例えば、今言ったとおり、補正予算の後段の5番ですよ。国会の成立前に対応しても、それも大丈夫なんだという内容ですよ。さらにまた、地方議会が閉会中の場合は、長の判断で専決処分でいいと、こういう内容ですよ。

私は、この内容を十分読んでおらない部分もあったので、心配しまして、例えば国会の法案が通る前に、後の分の5万円ですよ、これを原田町長のご英断で執行していただきたいというふうをお願いをした場合、専決処分。そうすると、財源としては、いわゆる財政調整基金、財調で1億からの金を準備しなければならない。大変だなというふうに、ちょっと心配をしたわけですが、このQ&Aの内容を見ますと、それは心配ないという内容ですよ。

この辺のところは、資料を頂いておりますけれども、やはり若干付け加えて、説明などを事務方にいただければ、なおお互いに共通認識で、下手な心配もしないで、国策の内容を理解しつつ、町民にも話をできたのでないかというふうに感じたものですから、今特に、いわゆる財源について、今後もこのような内容は、100年に一遍の内容ですから、コロナの関係は、そうはないと思うんですけれども、財源についての手だて、常日頃、私、申し上げておりますけれども、丁寧な説明をいただきながら、なるほど、そういう財源の中で、原田町長、お仕事させていただいているんだと、提案されている内容はそういうことなんだと、こ

ういう理解は非常に大事だと思うので、今申し上げたわけでありましてけれども、ご答弁いただけますか。

○議長 原田町長。

○町長 今回の子育て世帯への臨時特別支援事業につきましては、国で審議されている内容を注視しながらも、予備費で措置している中学生までの5万円は、できるだけ早く支給すると、児童手当に併せた形で、予備費分は先行してもやってもいいぞという情報でありまして、高校生までの分と追加の5万円のクーポンについては、国会審議の中で可決した後、対応するというようなことをございまして、その説明を聞いた段階におきましては、担当者も私たちも、クーポンを偽造防止をしなきゃならないとか、あと、どこで買ったらいいいのかとか、いろいろ情報が混乱しておりまして、なかなか小さな自治体で、お店も少ない中では対応できないというようなことも、国のほうへ意見提案をさせていただいた中で、国会審議の中で、あのような形で柔軟な対応をしていただくことになったことについては、私たちとしては大変よかったなというふうに思っております。

高橋議員からございましたように、国会審議を見守りながら、我々も情報収集に努めてきたところではありますが、内容が精査されない中で、17日の全協のときに資料提供させていただいて、全体の資料を議会のほうに説明をしてこなかったのではないかとご指摘については、大変不十分な点もあったのではないかと反省をしながら、国の動向を見守りながら、そして議員の皆さんの十分納得いただくといいますか、ご理解いただけるような説明責任を果たしていかなきゃいけないというふうに思っております。

高橋議員からいただいたご指摘を踏まえながら、今後の対応に当たってまいりたいと思います。

○議長 ほかに。

1 番井上晃一君。

○1番 1番井上です。

変更工事ということに対する契約について、なかなか分かりにくいというと、私だけが分からないのか、ちょっと、建設業に関わっていないからなのかですけども、変更工事に対しての競争入札という、競争入札というのが、最初の全体工事の入札になるのか、変更工事だけの入札になるのかという部分が、いまいよく分からない感じがするんですが、若干ご説明いただければと思います。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまありました、今回の議案でございます2の契約の方法という記載と
いうことでございますが、これにつきましては、今回の変更増額のための契約の方法ではな
くて、そもそも9月10日付の入札執行を受けたときの、当初のこの工事の契約の方法を記載
しているところでございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 ありがとうございます。大体そんなことかなとは思ったわけではありますけれども、
詳細にお答えいただきまして、ありがとうございます。

ただ、マット工事なんかは、よくよく見ると、このぐらい仕方ないかなみたいなところは
あるような感じがするので、ある程度やはり事前に、あまり変更がないようにやっていただ
ければいいのかなということだけ申し上げておきます。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第4、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定に基づき、日程第2、議第68
号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）変更請負契約の締結について及び日程第3、議第
67号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第7号）の2議案を内容審査のため、お手元に
配付しております議案付託表のとおり、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に付託いた
したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に付託することに
決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻は口頭をもってお知らせいたします。

(午前10時49分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議第68号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）変更請負契約の締結について及び議第67号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第7号）の付託議案の審査報告について

○議長 日程第5、議第68号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）変更請負契約の締結について及び議第67号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第7号）の付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該2議案については、本日の本会議において、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしましたものであります。その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

なお、採決は産業厚生常任委員会及び予算特別委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

初めに、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長寒河江 司君。

4番寒河江 司君。

(産業厚生常任委員会委員長 寒河江 司君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 4番寒河江です。

それでは、令和3年12月21日、第4回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

審査日程、議案説明による当局の出席者、付託議案については記載のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第68号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）変更請負契約の締結について。

虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）において、路床盛土工、地盤改良工及び植生工について、変更する旨の説明を受けた。

以上、本議案について、当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって議案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第68号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）変更請負契約の締結について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長高橋輝行君。

(予算特別委員会委員長 高橋輝行君 登壇)

○予算特別委員会委員長 川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

本日、議会定例会本会議において本特別委員会に付託されました議第67号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第7号）について、常任委員会を単位とする2つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

さらに、予算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された議第67号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第7号）につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程については、各分科会主査報告書に記載しております。

これで、予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第67号 令和3年度川西町一般会計

補正予算（第7号）につきましては、予算特別委員会において、十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第67号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第7号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎請願の審査報告

○議長 日程第6、請願の審査報告を行います。

請願第6号 新型コロナウイルス感染症の取扱いを指定感染症二類相当から五類感染症に引き下げることを求める意見書の提出についての請願書。

本請願は、令和3年第3回川西町議会定例会において、産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長寒河江 司君。

4番寒河江 司君。

（産業厚生常任委員会委員長 寒河江 司君 登壇）

○産業厚生常任委員会委員長 4番寒河江です。

令和3年第3回川西町議会定例会本会議において産業厚生常任委員会に付託され、継続審査となっておりました請願第6号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願につきましては、去る12月14日に議場において、委員5名の出席と健康子育て課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査・検討いたしました。

本請願は、新型コロナウイルス感染症が、季節性インフルエンザと死亡者数等で比較して、指定感染症 5 類感染症相当でよいと判断され、5 類感染症であれば医療機関指定の制約が外れ、医療崩壊が起り得なくなり、正常な経済社会活動を取り戻せることとなります。一日も早く国民生活を正常化させるため、新型コロナウイルス感染症を 2 類感染症から 5 類感染症へ引き下げる内容の意見書を国に対して提出するよう求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、現在の状況を踏まえると時期尚早であるとの意見や、将来的に治療薬が開発されれば考えられるとの意見が出されました。

採決の結果、本委員会といたしましては、賛成少数で、本請願は不採択にすべきものと決定いたしました。

以上、請願第 6 号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第 6 号 新型コロナウイルス感染症の取扱いを指定感染症二類相当から五類感染症に引き下げることを求める意見書の提出についての請願書、産業厚生常任委員会委員長の報告は不採択であります。

この場合は、本請願の原案についてお諮りいたしますので、ご留意願います。起立しない議員は反対とみなします。

請願第 6 号 新型コロナウイルス感染症の取扱いを指定感染症二類相当から五類感染症に引き下げることを求める意見書の提出についての請願書を採択することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立少数)

○議長 起立少数。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

◎発議第 3 4 号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第 7、発議第 34 号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会において、それぞれ検討され、申出があったものであります。

これを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第34号 閉会中の所管事務調査については、許可することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日予定の全日程を終了いたしました。

なお、当局より、令和3年度政策提言の回答書、川西町監査委員から定例監査の結果について及び随時監査の結果についてが、お手元に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

これをもって、令和3年第4回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午後 1時59分)